

千賀愛、安井友康

ドイツ・ニーダーザクセン州特別支援学校における発達障害児の支援—ヤヌシュ・コルチャック特別支援学校におけるセンター的役割と移行支援を中心に—、北海道特別支援教育研究、第2巻1号、45-57、2008 収録

ドイツ・ニーダーザクセン州特別支援学校における発達障害児の支援 —ヤヌシュ・コルチャック特別支援学校におけるセンター的役割と移行支援を中心に—

千賀愛（北海道教育大学札幌校） 安井友康（北海道教育大学岩見沢校）

1. はじめに

2007(平成19)年4月に改正された学校教育法が施行され、従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校として地域の学校を支援するという新たな役割を担うことになった。

周知のように北海道は全国の都道府県で最も面積が大きく(78,419:平方km)、1平方kmあたりの人口密度は47位と最も低い(71人)という地域的特色がある(2007年9月末現在)。北海道内には、道・市・私・国立あわせて62校の「特別支援学校(盲・聾・養護学校)」が設置されているが、在籍児童生徒数にもとづく教員加配のため、特別支援コーディネーターは在籍校の授業を担当しながら校内外の支援、巡回相談などで多忙化している。

一方で就学規準の弾力化に伴い、様々な障害のある児童生徒や診断名を持たないが大きな困難をもつ児童生徒が通常の小・中・高等学校で教育を受ける機会が増えている。こうした現状をふまえると、広大な地域を抱える北海道の特別支援学校が、在籍する児童生徒の教育の充実と近隣の学校への支援を今後どのように両立させるのか、広い視野から検討することも必要になるだろう。

筆者らはこれまでドイツの障害児教育やインクルージョンの実践に関心をもち、首都ベルリンの基礎学校の実践を検討した(2007:安井・千賀)。本稿では、北海道特別支援教育学会の編集部特集の企画として、ドイツの北部に位置し、工業・農業地帯であるニーダーザクセン州の教育システムと特別支援学校(Förderschule)^{註1)}をとりあげる。

2. ニーダーザクセン州の概要と教育制度

ニーダーザクセン州は、ドイツ国内で第2位の面積を有し、その2割が自然公園として保護される美しい自然と、州都である都市ハノーファーを中心に高度な産業地域が広がっている。州内の企業の99.8%を中小企業が占め、被雇用者の約8割が従事している(ニーダーザクセン州公式webサイト:2008年1月現在)。同州には47619平方キロメートルの面積に、799万5,482人が住んでいる(2005年11月末現在)。このうち外国人は6.8%(ドイツ全体では8.9%)、人口密度は1平方kmあたり167人である(H.Schaub & K.G. Zenke:2007, p.457)。

16の州から構成される「ドイツ連邦共和国」は連邦制のもと、学校は各州が定める教育法(日本の学校教育法に相当)に従って運用されている。

ドイツの障害児教育制度は、1990年代中頃には欧米に比べて特殊学校中心の分離形態が強く残り、インテグレーションが行われても初等教育段階の基礎学校に限定される傾向があった(窪島:1998)。

ドイツでは、2001年12月に発表されたOECDのPISA調査の厳しい結果を受け、KMK(常設各州文部大臣会議)は、「(1)社会的な弱者で、成績下位者となっている者のための対応」の重視、「(2)共通のスタンダードに基づいた教育」により州間を是正するための必要な措置、「(3)問題解決型の諸能力を促す」という通常の学校教育の改革の方針を提示した(坂野慎二:2007,pp.46-47)。これを受けて各州では、就学前の言語発達支援、読み、書き、計算などの基礎的なリテラシーのきめ細かな指導と支援の取り組みを開始し、それに伴い「特殊教育」の役割も改革の議論の対象となった。

ニーダーザクセン州も特殊学校(Sonderschule)と通常の学校の分離型であったが、2004-06年に通常の学校教育の改革を含めた議論と試行が重ねられ、2007年8月施行の教育法は統合教育や特別支援学校(Förderschule)のセンター的役割を含む興味深い内容になっている。

表1 ドイツの学校数(2005年度)

(N=学校数)

	学 校 幼 稚園	基礎学校	基幹学校	特 別 支 援 学校	実科学校	ギムナジ ウム	統 合 型 総 合制学校
ドイツ全体	1,808	16,814	6,120	3,468	2,976	3,096	898
ニーダーザクセン州	419	1,860	525	335	497	282	49
ベルリン市州	1	445	473	96	80	117	69

出典：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2007. p.129.より筆者らが改編して作成。

表2 ドイツの学校生徒数と外国人生徒の割合(2005年度)

(N=児童生徒数)

	学 校 幼 稚園	基礎学校	基幹学校	特 別 支 援 学校	実科学校	ギムナジウ ム	統 合 型 総 合制学校
ドイツ全体 (外国人生徒：%)	30,048 (19.3%)	3,176,478 (11.2%)	1,126,085 (18.6%)	416,213 (15.7%)	1,324,683 (7.5%)	2,431,329 (4.2%)	597,719 (12.0%)
ニーダーザクセン 州(外国人生徒：%)	4,357 (18.9%)	344,308 (7.8%)	117,341 (11.3%)	39,506 (15.0%)	191,297 (5.8%)	255,473 (3.1%)	35,255 (5.8%)
ベルリン市州 (外国人生徒：%)	100 (47.0%)	113,311 (18.5%)	58,940 (24.2%)	13,424 (16.6%)	24,508 (16.7%)	83,301 (9.2%)	48,720 (14.9%)

出典：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2007,pp.129-130.より筆者らがして作成。

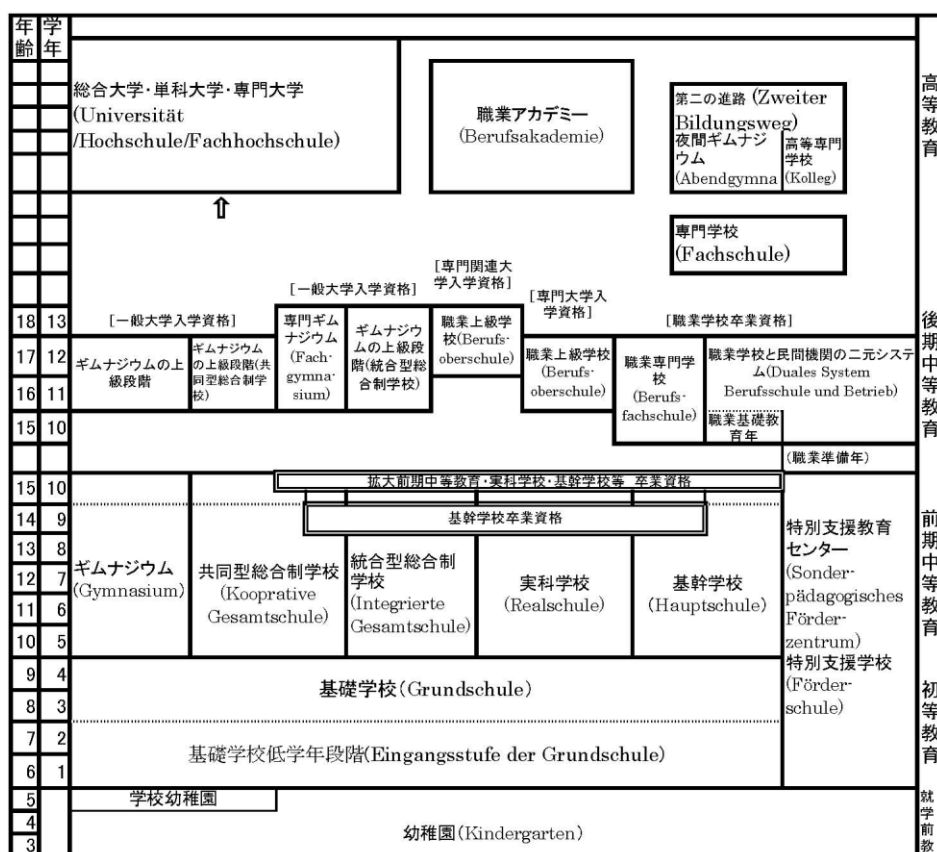


図1 ニーダーザクセン州の教育システム (Horst Schaub & Karl G. Zenke (2007)より改編)

ニーダーザクセン州の学校教育は、満6歳を迎える就学年齢に達してから12年間の義務教育が行われている。ただし就学に際して学校で求められる身体的および精神的な能力、社会的行動が十分に発達していない場合には、1年間は基礎学校や特別支援学校(Förderschule)の第1学年を訪問しながら、「学校幼稚園(Schulkindergarten)」で発達の支援を受けて入学に備えることになる(州教育法: NSchG § 64)。また基礎学校は、第1および第2学年を教育的な一つの単位として扱うことができ、若干名ではあるが第1学年から第3学年に直接進級することができる(NSchG § 6-4)。

同州では就学の準備のために一部の児童が通う学校幼稚園、日本の小学校第1-4学年に相当する基礎学校の後、基幹学校、実科学学校、総合制学校、ギムナジウム(大学進学コース)に分かれる分岐型を基本とし、いずれも留年を伴っている。特別支援学校は、初等教育の第1学年から第10学年を一貫してカバーしている(図1)。各学校の2005年度の学校数と就学人口は表1と表2に示した。

ニーダーザクセン州の学校における外国人の比率は7.1%(ドイツは9.9%)であり、ドイツ語を母国語としない児童が日本よりも多く含まれる。

外国人児童のドイツ語の習得を含め、学習の様々な困難は、基礎学校の入学段階から丁寧な指導とフォローアップが有効とされるが、ニーダーザクセン州では、2005年4月に「読み、書き、計算に特別な困難のある生徒の支援に関する省令(VORIS 22410)」を定めて取り組みを開始した。

この省令では、基礎学校の最初の段階で教師が子どもの読み、書き、計算の指導を行いながら経過観察を行い、その記録をもとに教師間での協議を行い、適切な指導方法や教材の選択を検討することが述べられている。さらに困難のある児童には個別の記録をもとにした支援計画を立て、様々な教科にわたり支援を行い、必要であれば中等教育段階に引き継ぐこととされた。

3. 特別支援学校(Förderschule)の役割と機能

ニーダーザクセン州は、1972 年より各種の障害に対応する特別支援学校(Förderschule)が設置された。1993 年の州教育法の改正以降、特別支援学校は在籍児童生徒だけでなく、通常の学校で統合教育を受ける障害のある児童生徒に対して、指導・授業・相談・各種療法・療育を行い、「特殊教育学的な支援センター (Sonderpädagogische Förderzentrum)」としての役割を担うことになった(文部省公式 web サイト:2008)。

ニーダーザクセン州教育法では、児童生徒の「宗教と信条の自由」を保障する第 3 条に続いて、第 4 条に「統合教育 (Integration)」が次のように明記されている：特殊教育の支援を必要とする生徒は、組織的、人的、物理的条件が可能な限り、このような方法で生徒の個々の支援のニーズが満たされるならば、すべての学校で他の生徒と一緒に教育と授業を受けるべきである。

同州では通常の学校に特殊学級が設置されておらず、専門的な支援・指導は特別支援学校の教師やその他の専門家が学校を巡回して行う抽出指導、通常学級の教師への助言・相談によって統合教育が行われている。このため制度面だけを見れば、通常の学校と特別支援学校の 2 つに分かれた「分離型」の教育である。しかし、教育法には特別支援学校の学級を通常の学校に「共同学級」(いわゆる分教室)として設置したり、特別支援学校による巡回指導・相談に支えられた統合教育を行う条文が盛り込まれ、障害のある児童生徒の「ダンピング」ではなく、必要な支援を保障する制度が運用されている。

2007 年現在ニーダーザクセン州の特別支援学校(Förderschule)は、日本の従来の盲・聾・養護学校に相当し、「学習、情緒および社会的発達、言語、精神発達、運動および身体の発達、視覚、聴覚」の各障害のある児童生徒の教育を行っている(NSchG § 6)。特別支援学校の種類は、以下の表 3 に示す 8 種である。いずれも「学習に重点化した特別支援学校 (Förderschule Schwerpunkt Lernen)」のように、専門とする発達上の障害・困難に重点化した学校という表記であり、重複障害を含む関連する障害にも対応している。

表 3 特別支援学校の種類(ニーダーザクセン州)

-
- | |
|--------------------------|
| 1)情緒・社会性の発達に重点化した特別支援学校 |
| 2)知的発達に重点化した特別支援学校 |
| 3)聴覚(難聴、ろう)に重点化した特別支援学校 |
| 4)身体的・運動発達に重点化した特別支援学校 |
| 5)学習に重点化した特別支援学校 |
| 6)視覚(弱視、盲)に重点化した特別支援学校 |
| 7)言語に重点化した特別支援学校 |
| 8)聴覚と視覚(盲ろう)に重点化した特別支援学校 |
-

これらのうち、学習および情緒・社会性の発達に重点化した特別支援学校は、日本においては通常の学級、特別支援学級(特殊学級)、通級による指導の対象となって教育・指導を受けている。しかし、統合教育を行ってもなお残る課題の受け皿は不十分である。例えば 2－3 学年以上に及ぶ学習の遅れ、失敗経験の蓄積によって引き起こされる情緒的な不安定さなどによる不登校など、安定した集団の確保と学習や成功経験を積み重ねる居場所づくりは、日本でも大きな問題となっている。

4. ヤヌシュ・コルチャック特別支援学校(Janusz-Korczak Schule)の概要

学習障害児や ADHD 等の知的障害を伴わない発達障害児については、個々の学習ニーズに対する専

門的支援の他に、入学から卒業後の社会生活への移行まで継続的で組織的な教育的支援が必要と考えられる。しかしながら日本の学習障害児への教育的支援は、通常学級における特別支援教育が緒に就いたばかりであり、その支援に対する教育内容やシステムは今後検討を進める必要がある。

本稿では早くから学習障害などの発達障害児のための特別支援学校として、様々な取り組みを行っているヤヌシュ・コルチャック特別支援学校について紹介する。ヤヌシュ・コルチャック特別支援学校は、ニーダーザクセン州 Zeven 市にある学習障害、ADHD、言語発達遅滞、その他の発達障害、学業不振児などの発達障害児を主な対象とした特別支援学校（Förderschule）である。

2007 年 11 月現在の生徒数は 227 名で、学級数 21 学級、教員数 40 名である。1 学級の生徒の上限は 15 人を超えないこととされている。



写真 1 学校の外観



写真 2 学校のロゴにもなっているモニュメント

表 4 学年と学級数

学年	年齢	学級数	備考
1	6	2	言語障害
2	7	2	言語障害
1/2	6～7	1	複式学級
3	8	1	
4	9	2	
5	10	2	
6	11	2	
7	12	2	
8	13	3	
9	14	2	
10	15	2	

6－7歳を対象とした1－2学年の各学級は、言語障害・言語発達遅滞児を対象としている。この学級に学ぶ子どもは、2年間の通常の教育課程の他に、個別の言語指導を受ける。この言語障害・言語発達遅滞の児童には、3年次から居住地の通常の学校に復帰するケースも含まれる。また並行して軽度の発達障害、発達の遅れのある児童(Lernbehinderte)の複式学級も設置されている。この複式学級で2年間の教育の後に特別支援学校の第3学年に進級する。なお通常の特別支援学校の就学年数は9年までであるが、10年目の一定の課程の履修を終えると基幹学校（Hauptschule）の卒業資格（条件付き）を得ることができる。第9又は第10学年修了後は、一般に3年間の職業実習と職業学校での教育を受け、18歳までの義務教育期間を過ごすことになる。表4は、2007年度の学年別の学級数について示したものである。

この学校の名称は、ポーランドのユダヤ人医師で教育家のヤヌシュ・コルチャック（Janusz-Korczak:1878-1942）の名前に由来する。ポーランドに生まれたユダヤ人コルチャックは、1919年にワルシャワの孤児を対象とした孤児院を設立し直接運営にあったっていたが、ナチス政権の迫害に遭い、二百余名の孤児と共に収容所で人生を終えた人物である（ベティ・J.リフトン:1991）。なおその名を冠した学校が、ドイツ各地に設立されている^{註1)}。

同校の設立は、1924年に小学校付設の補助学級として学業不振児の教育を開始したことに始まる。1967年に特殊学校となり1974年には、学校の名称を「Janusz-Korczak Schule」とするとともに翌年、規模の拡大にともない現在の位置に移転した。1992年には、学習障害児のための特殊学校となり、その後、2002年に新校舎の建設、2004年には専用の体育館が付設されるなど教育環境の充実が図られてきている。

(1)学校の教育理念

ヤヌシュ・コルジャック特別支援学校の教育理念は、「生徒が喜んで意欲的に学校に通うこと、個人の可能性を広げること」とされ、そのためには「子どもを褒めること、困難なことは支援して出来るように働きかけること」が重要とされている。学習に障害のある子どもは、幼少期からの失敗経験などが積み重なり、ともすると学習に対する意欲を失ってしまうことも多い。このような障害の特性に配慮し、成功経験への配慮や意欲に対する支援を展開することで、学習や生活に積極的に取り組む姿勢を養い、学習課題に対する具体的な方策を習得することに重点が置かれているのである。

校長の Frank Beckmann 氏によれば、「この学校の約 75% の子どもは、意欲的で前向きな姿勢を持っているが、基礎学校や基幹学校から留年して編入した子どもは、努力しても成績が上がらず、意欲が低下していることも多い。この場合、子どもは攻撃的になるか、内にこもってしまうかのいずれかになる傾向が強い。」

一方、1 - 2 年生から統合学級などに入学する子どもは、認知・運動・行動面により大きな困難を抱えており、知的障害との境界線児も多いとのことである。

(2)入学の手続き

入学に際しての判定は、保護者との面談に始まり、6 ヶ月かけて丁寧な経過観察と判断が行われることになる。3 月には、一人について 5 日間かけて翌年度の入学判定が行われる（ドイツの新学期は 9 月に始まる）。その際 3 ~ 4 人の教師が一つのチームを組み、分担して計 6 ~ 8 人の児童生徒の評価を行うことになる。学習上何らかの困難があることが疑われる場合には、その要因を明らかにするため運動場面、授業場面、心理学的テストなどが行われ、それらの診断結果を参考にしながら判定が行われる。また実際の授業場面の観察は、出来るだけリラックスできる雰囲気で行われる。例えば、調理の授業では、フルーツサラダを作りながら、「ナイフを使えるか」、「ボールを洗って水気を取り棚にしまうといった複数の指示を理解できるか」などの点について、複数の教師によって観察・評価される。判定の結果について、保護者との話し合いを行い、場合によっては、さらに対象児童が通学している基礎学校や基幹学校へ観察や聞き取りに行くこともある。

その後、教師が春休み期間中に報告書を作成し、5 月にニーダーザクセン州の担当部局に報告書を提出し、最終的な判定が行われる。このような手続きを経た上で、その結果が保護者に伝えられ、対象児の在籍校にも報告される。

(3)学校運営

学校の運営は、児童生徒の保護者や地域との連携が重視されている。



図 2 学校と関係機関



写真3 全教員のシフト表を前に話す Beckmann 校長

図3は、2007年度の地域の通常学級等へ教員派遣の様子を示したものである。各学校や学級へ学習支援や相談のために多くの教員が派遣されている。また教員のうち地域の学校で視覚障害児と肢体不自由児を担当する2名は、ヤヌシュ・コルチャック特別支援学校に籍を置くものの、大部分の時間は支援先の教室で教育にあたっている。

さらに毎日日替わりで9名程度の教員が、巡回の観察・指導にあたっており、学習障害などの特別支援にかかわる教員免許を所有していない4人の教員を除き、ほとんどの教員は担当する地域の学校（12校）の支援にも出向いている。この学校は主に学習障害と低学年の言語障害を専門としていることから、学習障害児の学習や行動の理解に関する助言や指導法のアドバイス、適正な教育の場についての相談、教材の紹介などが行われる。

校長は対外的な役割の他、教員シフトの調整など校内のコーディネートをおこなうが、通常の教員より10時間ほど少ないものの授業も受け持っている。なお教頭は、校長の補助的役割のほか、後に述べる生徒企業の統括などを行っており、授業の担当時間は7時間ほど少なくなっている。

		近隣の学級への協力					区域内学校への協力			
		学級A	学級B	学級C	学級D	学級E	学校A	学校A	学校B	学校B
月	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
火	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
水	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
木	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
金	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									

図3 地域の学校への巡回相談・指導の様子

(4)授業時間

授業の時間は表5に示すとおりである。1時限目の開始は7:50であり、途中5分～20分の休憩を挟みながら6時限目まで続けられる。休憩時間には、持参した軽食などを適宜摂りながら、13:10に授業終了となる。日本と違い給食はなく、昼食は自宅で摂ることになる。これはドイツの昼食が、日本の夕食にあたる一日のメインの食事に相当するという習慣の違いも影響していると考えられる。

なおドイツでは、基本的に学校主体のクラブ活動は実施していないため、子どもは地域のスポーツクラブなどに参加している。

表5 授業時間

時限	時間
1	7:50 -8:35
2	8:40 -9:25
3	9:45-10:30
4	10:35-11:20
5	11:35-12:20
6	12:25-13:10

5. 授業の実際

(1)基礎学校段階における授業と個別指導から

基礎学校段階の2年生の特殊学級を例に算数の全体授業と言語の個別指導の様子を紹介する。

1)集団での授業（算数）の様子

この学級の在籍児童数は 14 人であり、算数の全体授業では 10 から 20 の数の学習が行われた（写真 4）。授業内容の簡単な説明の後、11 から 20 までの数のカードが一枚ずつ配られた。子どもは立ち上がって移動し、配られた数字の順番にならんで行く。あてられた子どもは順番にその数を読み上げ、正答かどうかを確かめていく（写真 5）。



写真 4 授業の様子

身体活動を伴うゲーム感覚の授業で、子どもの注意を持続させながら、数字の読みや順序を学習していくなどの工夫が随所に見られた。

さらに集団場面（算数）では、10 個の点（ドット）が書かれたシートと、型はめを利用した数の学習が展開された（写真 6・7）。教師は各児童の課題の取り組み状況を確認しながら机間巡回し、個別の指導を行っていく。



写真 5 カードの数字順にならび読み上げる児童

10+5 では「10 個の型はめ枠のある家」を使い教師が「ここには 10 あります」「11 はどうする？」と問いかけると「隣のもう一つの家に 11 以上の数を入れる。」「もうこの家（青：1 の位）の家には入れないね」「となりの家（赤：10 の位）に入れる」「1 を隣の家（赤）へ。そして、5 つを青の家に入れる」といったやりとりが展開された。



写真6 シートと型はめを利用した数の学習

この教材の活用によって10の単位を視覚的に示し、数字や記号では理解が困難な子どもが10までの数を理解し、繰り上がり、繰り上がりの計算を習得することをねらいとしている。入学段階から一貫してこの方法を用い、数式の記号や位取りを色分けすることも意識的に取り組まれている。

これらの学習については、学習障害などに対する指導のための教材が市販化されており、必要に応じて利用されている^{註3)}。その他、多くの教材が教材庫に管理され、それぞれの子どもの発達特性に合わせて指導が工夫できるよう取り組んでいる。

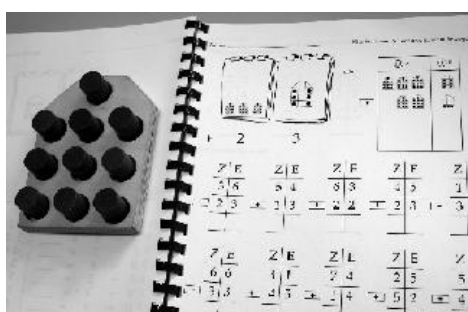


写真7 算数の教材

2)個別指導

個別の言語指導は1日に3組(1・2名)が実施され、必要に応じて言語の補助授業を週に1～2回行なっている。通常の教科の授業時間に並行して、1・2人を抽出し別室で約15分の言語指導が行われていた。なお算数の授業も一斉指導ではなく、個別の進度に合わせて行われているため、その時間に抜けても遅れが生じることはない。この日はドイツ語の「h」の発音を行う課題、児童が机に伏せ、教師が「R」と「L」を含む「Gelb」「Blau」「Rosa」等の単語を発音し、「R」を聞き取ったら顔を上げる聞き取りの練習が行われた。

次は絵カードを使った単語の読みの練習(写真8)、続いて短期記憶の能力の弱さをもつ児童に数の復唱課題が与えられた。「2,6,4,8,10」の復唱が指示されるが、児童は「4,8,9」などと回答していた。これを数回繰り返しながら練習を積み重ねていた。

なお言語指導の担当教員は、キール大学で基礎学校、基幹学校の教員資格の他、学習障害と言語障害の教員資格を取得しているとのことであった。

先述の通り、この学校で2年間の個別の言語指導を含めた教育を受けた後は、居住地域の基礎学校の通常の学級に戻ることになる。



写真8 言語の個別指導の様子

6. 移行支援の実際

次に卒業後の社会生活や就労への移行支援として行われている、生徒企業の取り組みと職業実習の組織的支援について紹介する。

(1) 生徒企業（Schüler Firma）の取り組み

2003年にニーダーザクセン州から9～10年生の職業準備教育に関する通達があり、週に1時間の実施規定が設けられた。これを受けて職員会議で学校内の職業活動の必要性について議論し、学校独自に取り組むこととなった。対象は8年生から10年生である。それまで学校の職業教育は、現場実習と職業センター訪問が行なわれてきていたが、基幹学校（Hauptschule）の卒業生と就職先が競合することも多く、特別支援学校の生徒に手厚い職業教育が重要と考えられた。通常の学校でも行われてきた「生徒企業」は校内の労働や経済的な活動を通して、責任感や勤労、社会生活を学ぶことが期待される活動である。

現在、生徒企業・現場実習・職業センター訪問が行なわれている。教師・学校側の目的は、きちんと仕事をする、組織の運営をすること、計画をして自主的に活動すること、職業準備のほか、金銭などの経済的な管理能力の習得などである。生徒にとっては、生徒企業で仕事をして利益を出し、年度末に収益金で遊園地に行ったりすることが楽しみであり、動機付けとなっている。

生徒企業の活動は原則として毎週一回3時限目から6時限目までの4時間があてられている。生徒たちは①木工②広告③装飾・手芸、④調理、⑤花・植木の5つの部署ごとに分かれて活動する。

「木工房」は、木工製品の製作と修理を行う会社で、工作機械の扱いなどが求められる。「宣伝」は、他の5つの会社の商品・サービスの広告、チラシを作成している。「装飾」は、学校内の飾りつけを、季節ごとの行事などにあわせておこなっている。

表6 2007年度の生徒企業の活動内容と求人数

会社名	仕事の内容	求人	社長（担当教師）が求める資質
木工房	木工製品の製作と修理	8人	チーム能力 正確な仕事 根気と綿密さ 木工の基本的知識 中ぐり工具（せん孔器）の扱い
宣伝	ポスターの製作とその他のグラフィック商品	4人	チーム能力 創造性 根気と綿密さ パソコンの知識

装飾作業	絵や装飾品の製作	8人	絵を描く才能 手先の器用さ 創造性と自主性 根気と綿密さ 社交上の礼儀作法の良さ
マイスター調理	生徒と教員向けの料理の製造と販売	10人	チーム内での適切な共同性 計画性と見積もり（計算） 専門家向けの調理 限られた時間における丁寧な仕事 親切的給仕と販売
花屋	花束、花環、その他の花の装飾品の製作	6人	チーム内の良好な対人関係 信頼性 花が好きなこと 色と形のセンス 独自のアイデア

「マイスター調理」は、パンやおやつを作り、長い休み時間にその販売も行う。また教師の歓送迎会、誕生日会のお菓子なども製作し、そのレシピ本の販売は大変好評であった。「花屋」は、学校内の植木、校長室の植木、お祝い事の花などを扱っている。また地域の実際の花屋の協力を得て、仕入れ価格に対して利益が出るような販売価格の設定も行っている。さらに教師から注文を受け、発注して商品を納入しているが、その際には見積書や契約書（納品日）なども作成する。

表6は、2007年9月に9年生を迎える生徒に向けた「社員募集」の内容と、各企業の活動について示したものである。各社の社長は教師が勤め、公募や勧誘、入社面接を行う。8年生は、「生徒企業」のうちの2カ所を選んで書面と口頭で申し込み、採用試験を受ける。採用が決まると雇用契約を結ぶことになる。金銭のやりとりや収支決済も行うなど、実際の企業活動を行うため、時間厳守、約束厳守、社長命令の厳守などが求められる（表7に労働規則を示した）。

表 7 労働規則

労働時間/労働規則

- 1) 生徒企業の職員は、自身の部門における決められた労働時間内に働く。時間通りに出勤することが求められる。
- 2) 規則的な労働時間はおおよそ 4 授業時間（週に 3 - 6 時間）である。休み時間は、部門内で決定される。
- 3) 非常に多い仕事の量には、残業を指示することができる。または、職員は他の部門に対して期限付きで動員することができる。
- 4) 病気の場合は親による電話の連絡と書面の申し出、また必要であれば医師の診断書を提出しなければならない。
- 5) 生徒企業の職員は、生徒たちに対して好意的かつ尊敬の念に満ちた対応を維持する。彼らは目標をもって協力して働く。
- 6) 生徒に信頼して任された材料、道具、機械設備の物品、領域は、注意深く扱われる。損害は、関係する職員の責任で修理される。
- 7) 生徒企業の仕事は、学校の行事である。それは学校の規則が適用される。
- 8) 職場と校内は部門の監督者の特別な指示なしに離れることはできない。

諸注意

- 1) 労働規則に示された規則への違反は、書面の注意により罰せられる。
- 2) 無断の欠席は注意を受ける。

希望した会社の「入社試験」に落ちたり、入社後に失敗して解雇されたりした生徒には、「宣伝」の会社を中心に、自己分析、面接指導、履歴書の書き方、自己アピールなどの仕方を教えて、次の入社試験の準備を手伝うことになる。

活動に際し、例えば「花屋」のある生徒は、「社内」の承諾を得ずに個別契約をして、仕入れ価格を下回り赤字を出し、その失敗は「他の社員」から責められたが、本人には良い経験になったとのことであった。実際の就労先で失敗すると、やり直せない場合もあるため、むしろ学校で失敗して、その経験から学ぶことが大切と考えられている。

なお生徒企業の活動は、選択必修科目の一部として位置づけられ、美術、工作、家政、技術、経済などの授業科目に割り当てることが可能である。

さらに校外の協力者として、ローテンブルク/ヴーメ郡がプロジェクトの経済的支援を行い、郡のその他の生徒企業との連携も組織されている。また UP-コンサルティング社 (GmbH) 社とともに、名称「JUMP」のもとで職業的な応募の訓練が実施されているとともに、Zeven 市の AOK（地域健康保険組合）により各生徒のための、応募の訓練なども組織的に行われている。

従業員に対する評価票									
名前 _____ 部門 _____									
仕事の遂行									
正確さ	入念	1	2	3	4	5	6	とても問題が多い	
忍耐力	我慢強い	1	2	3	4	5	6	忍耐力がない	
自主性	自主的	1	2	3	4	5	6	強く求められる	
仕事の速さ	素早い	1	2	3	4	5	6	とてもゆっくり	
目的意識	建設的	1	2	3	4	5	6	役立つ貢献がない	
集中力	とても集中力がある	1	2	3	4	5	6	しばしば気が散る	
信頼性	信頼できる	1	2	3	4	5	6	信頼できない	
作業グループにおける協同作業									
時間厳守	時間厳守	1	2	3	4	5	6	時間を守らない	
礼儀	友好的	1	2	3	4	5	6	不作法	
親切さ	親切	1	2	3	4	5	6	利己的	
指示に従う態度	指示に従うよう気を配る	1	2	3	4	5	6	指示に従わない	
コメント _____ _____									
評価結果 _____									
Zeven _____ 部長 _____									

図4 生徒企業の従業員(生徒)に対する評価票

図4は、生徒企業における従業員(生徒)に対する評価票を示したものである。各項目について6段階で評価され、現場実習や実務にも重要となる具体的な評価内容(勤務評定)になっている。

(2) 職業選択と職業実習

就職にもつながる現場実習は、生徒自身が選択するが、例えば「大工になりたい」と希望する生徒が実際には木工が苦手なときは、ペンキ塗り等の近い職種の実習に参加できるよう配慮している。

現場実習の時期は、9月の第2週目から、8年生は1週間、9年生は2週間、10年生は2週間実施される。2007年度からは、後述するJUNPプロジェクトとして地域の学校と共同で取り組まれている。

9～10年生では、自分で履歴書を渡して、直接交渉できるようにする。履歴書の作成には読み書き、算数、そして社会性の能力が必要となる。また職業教育については、普段の授業内容でも扱うようにしている。なお職業実習先に実際に就職するのは半分くらいで、就職するには読み書き計算ができることが求められる。しかし学習障害などの生徒に関しては、実習によって本人がそれを補う力をもっていることを知ってもらうことが大切と考えられている。

生徒のうち、基幹学校(Hauptshcule)の卒業資格を得るのはおよそ4～5割であり、その他の生徒は特別支援学校(Förderschule)の卒業資格を得ることになる。基幹学校(Hauptshcule)の卒業資格を得られなかった生徒は、実習のいない単純労働、工場、農家などの手伝いで非正規雇用の仕事に就くことが多い。一般市場の労働力となるには、最低でも基幹学校(Hauptshule)の卒業資格が必要と認識されている。

卒業後のフォローアップまでは行われておらず、基本的には最初の就職を支援して、そこで役割は終えることになる。ただし生徒に何か問題が生じて相談に来た場合などは応じている。

(3) JUMP プロジェクト

JUMP プロジェクトは、Just More Professionally と「ジャンプする」をかけた名称で、職業準備教育の組織的支援である。UP コンサルティング社(UP CONSULTING GmbH: 公益法人)が、生徒の指導とコーディネートを請け負っている。このプロジェクトは、生徒が今まで知らない所に行き、自己紹介をして実習の約束を取り付けるための基本的なスキルや、その具体的な内容を理解することを目的としている。ニーダーザクセン州が2005年度から企画し、複数のプロジェクトが組まれている。求人、応募状況については、「JUMP インターネット」として、個人の名前を伏せた応募に関するデータ2000件をインターネットに入力し公開している。また2007年度は11月23日にJUMPプロジェクトが企画されている。このプロジェクトは、この日に一斉に地域の実習募集企業・事業所に生徒が履歴書と応募書類を持参して面接に出向くと言うもので、Zeven市の基幹学校(Haupt Schule)、実科学校(Real Schule)などの4校を対象に実施される。

表8は、学校で行われたUwe Sanwald氏によるJUMPプロジェクト説明会の様子である。

表8 JUNP プロジェクト（現場実習の事前指導）の説明の様子（Co.：企業のコーディネーターSt.：生徒）

Co：「例えばパン屋さんがそこで働く見習い生を募集するとき、どうしたら良いと思う？」	（良くない例の見本） 生徒の自己紹介の SST
St：「インターネットで探す!」、TV でコマーシャルを流す!」	Co：「君は働いた体験があるからね。準備はしているんでしょ。ガムは食べないでね。携帯も持たないで。たばこを吸う人は、吸ってはいけないわけだか、直前に吸うと匂い残るから吸っちゃだめだよ。身だしなみもよくしてね。」
Co：「1 分半で広告料が 3000 ユーロだよ、そんなことをしたら採算が合わないよ。それから応募してくるのは 70 人かもしれないし、あるいは 50 人かもしれない。そんなにたくさんの履歴書を読むのは楽しい仕事ではない。それでは、どうしたら採用されると思う？」	Co：「質問紙を見せます。」 OHP で示しながら
Co：「最初の頁で良い香りがしそうな美味しいパンを焼いた写真などを載せてあったりすると、採用したくなるでしょ？そういうことを私が教えてあげるのです。」	Co：「会社名を入れて希望の職種を記入してください。この欄には 2 つの会社を記入してください。実際に行ったらスタンプを押してもらってください。行った証拠としてスタンプを押すんだよ。」
Co：「JUNP day：11 月 23 日は、200 人の生徒が一斉に実習活動をする日なんだよ。君たちの親戚とかが募集をしていて、情報を知っているかもしれないね。15 人の募集にたいして 30 人が応募している場合もある。誰か実習をしたことがある人はいるな？君、聞いていたかい？」	Co：「面接をして、採用されなくとも、良い印象を与えておけば、後で再度募集をしようとするときに思い出すかもしれない。この地区で 650 社の採用があります。説明を聞いた範囲では、今年の採用状況としては良い印象を受けましたが、初めてだからこの後はわかりません。」
St：「半分くらい。」	履歴書の書き方：
Co：「全部聞いていないと。どこかで働いたことがある？」	Co：「途中でインクの色を変えたりしない。きれいに書いてもコピーのシミなどを付けてはダメです。企業のイメージカラーを使って印象を良くするなどの工夫も良いかもしれないよ。スポーツクラブの活動などは書いておくと良いです。」
St：「パン屋さんで。」	Co：「趣味は？（生徒の反応がない） CCS（おしゃべり）でしょ？」
Co：「それは良い体験をしたね。働いた体験を持つのは良いことだよ。どうしたら働く場所が探せるかな？全部無料で手伝うと言ったら会社の人はびっくりする。それは奉仕活動ではなく体験実習なんだから会社に行って自由意志で体験するなどの経験を積むと良い。そして、それを履歴書に書く」と良い。」	Co：「大工になりたい人は、学校での体験、自宅での日曜大工体験など、自分のセールスポイントを書くことが大切です。書かなければ、企業の人には分かりませんから。」
St：「自分の学校は、特別な学校だから、採用されないよ。」	Co：「（先ほどのパン屋さんで働いた経験のある生徒に）パン屋さんで、どういう体験をしたか書くこと。ワインの会社ならワインビンのケースを運べるとか。売り子として声がかけれないようにしているようではダメだよ。自分が得意とすることを書く」と良いです。本当に興味があれば、自由時間、学校の時間以外でもできるはずですよ。」
Co：「基幹学校 (Hauptschule) だって 3 人採用されなかった。学校種ではなく、やる気が大切なのです。いつ行きたい？」	Co：「訪問時間に、忙しいから後で FAX で対応すると言われたら、そのように言われたことを記入して下さい。皆さんに記入してもらった内容は、インターネットに情報を入力しています。それを見て、いままで学校の存在を知らなかった企業も連絡してくるかもしれません。名刺を渡すので、困ったことがあったら、いつでも連絡してください。どこに行っていたか情報も交換してください。」
St：「気が向いたら。」	
Co：「クリスマス休暇なら体験できるかもしれない。朝起きて自分がやりたいという気持ちを持つのが、もっとも大切なこと。その気になったら、携帯の番号の入った名刺を渡すので、連絡を下さい。私がいつでも助けてあげます。」	Co：「君たちは普通ではありませんね。」
Co：「初めて皆さんを見たときの私の印象はどうだったと思う？」	St：「特別な学校だから？」
St：「ショックだった？ひどい生徒たちで。」	Co：「チャイムが鳴っても誰も席を立たないからです。よく聞いていたね。」
Co：「そんなことはない。ちゃんと座っているし、肘をついている生徒もいない、帽子をかぶったり、ガムを食べている生徒いないしね。実習先でも意欲的な子が来た、後から良い子たちだったと言われるようにね。」	
Co：「11 月 23 日の 8 時から 13 時に会社訪問をすることは、会社側は知っています。その時、この紙に記入して、持っていくことになります。ではドアから入ってきてみて。」	
生徒の SST（ソーシャルスキルトレーニング）： 生徒のノック：反応無し。しばらくして生徒入ってくる。 先生のデモ：ノックのあと、急に入ってくる。	

コーディネーターは、質問やロールプレーを交えて生徒の興味や注意を持続させながら、応募の手順や履歴書記入の際の配慮点、一般的に注意すべき態度などを伝えている。特に発達に障害があることを自覚し、ネガティブな自己像を持ちがちな生徒に対し、要所で自信につながるような言葉かけを行なっている。さらに就労の際、どのような行動や態度が求められ、あるいは評価されないのかを、具体的に説明している点は、発達障害のある生徒への移行支援として重要である。

7. まとめ

本稿では、ドイツ北部ニーダーザクセン州の特別支援教育に関連した教育制度と主に学習障害などの発達障害児を対象にしたヤヌシュ・コルチャック特別支援学校の実践を紹介した。

ニーダーザクセン州では、各特別支援学校に在籍する児童生徒の教育を行う一方、地域の学校への巡回指導や低学年に限定した特殊学級での集中的な言語指導を行うなど、特別支援学校が地域のセンターとしての機能を持つようになっていた。また学習障害などのある児童生徒は、その障害特性ゆえに情緒的な課題や卒業後の社会参加におけるつまずきが生じやすいが、ヤヌシュ・コルチャック特別支援学校では、中学校段階の生徒への指導として狭義の作業学習とは異なる卒後の移行に向けた支援を行っていた。日本では学習障害や学習困難の生徒に対する移行支援やサポートの試みが、始まったばかりである。このようなニーダーザクセン州やヤヌシュ・コルチャック特別支援学校の取り組みは、今後の特別支援教育を議論するうえで、有益な視点を提供しうるものと思われる。

なお今後はさらに、同州の中・重度の特別支援学校についても調査・研究を進める予定である。

謝辞

調査にあたりご協力頂いたヤヌシュ・コルチャック特別支援学校校長の Frank Beckmann 氏、教頭の Monika Baumann 氏、教員の皆様、現地にてコーディネートの労をお取り頂いた石光祐子氏に感謝致します。

付記

本研究は、共同研究プロジェクト(平成 19 年度北海道教育大学学術研究推進経費)、日本学術振興会科学研究費補助金(平成 20~23 年度基盤研究(B)海外学術調査課題番号 20402042)の一部として取り組まれた。

註

註 1) “Förderschule”には、「促進学校」という訳語も該当するが、ニーダーザクセン州では各種の“Sonderschule(特殊学校)”がすべて“Förderschule”に改称され、近隣の学校への巡回指導・相談機能などのセンター的機能を果たすようになった。このため本論文では「特別支援学校」の訳語を用いることとした。

註 2) コルチャックは、子どもの教育・福祉などの権利、失敗する権利、成人と同様ではなく非行少年に対する家庭裁判所の必要性を提起した。これらは「子どもの権利に関する

ジュネーブ宣言」(1924)、「子どもの権利に関する宣言」(1959)を先取りしていたとされる(ベティ.J.リフトン:1991)

註 3)ここで使われていた算数教材は、Christel Rosenkranz ; Kinder Zahlenbilden、Veris Verlag、In das Land die Formen und Figuren. Arbeitsblätter. Volk und Wissen Verlag GmbH, Berlin, 1997 、 Farben, Formen, Zahlen Artikel.Nr.023 、 Lernmittel ,GmbH&Co.
DELTONVERLAG などがある。

文献等

ベティ.J.リフトン(1991)：コルチャック物語 子どもたちの王様(武田尚子訳)、サイマル出版会。

Erlass zur Förderung von Schülern mit besonderen Schwierigkeiten im Lesen, Rechtsschreiben oder Rechnen. RdErl.D.MK vom 04.10.2005 -26- 81631 VORIS 22410.

Horst Schaub & Karl G. Zenke (2007) Wörterbuch Pädagogik, Deutscher Taschbuch Verlag.

窪島務(1998) ドイツにおける障害児の統合教育の展開、文理閣。

ニーダーザクセン州政府公式 web サイト：

<http://www.international.niedersachsen.de/jp/home.html>

ニーダーザクセン州文部省公式 web サイト：

http://www.mk.niedersachsen.de/master/C580_L20_D0.html

Niedersächsisches Schulgesetz(NSchG)2007.

ドイツにおける学力保証政策(2007) 教育改革の国際比較(大桃敏行・上杉孝實・井ノ口淳三、植田健男編)ミネルヴァ書房,pp.40-56.

安井友康・千賀愛(2007) ドイツ・ベルリン市州におけるインクルーシヴ教育・フレミング基礎学校の実践から『北海道教育大学附属教育実践総合センター紀要』第8巻,pp.109-116.